

福生市観光案内所「くるみる ふっさ」イベント(ガイドツアー)

- ①再発見ベースサイドストリート
日時2月20日(日)午前11時～(約3時間・4km)
コースJ R 福生駅東口周辺→国道16号沿い→第5ゲート(解散)
【概要】小説家やイラストレーターなどマルチな活躍をする芸能人が描いた壁画や、有名なミュージシャン、俳優が通ったお店がある国道16号沿い商店街をめぐるコース。
参加費300円(保険代等)
定員先着20人
 - ②早春の梅とうぐいすと酒蔵を訪ねて
日時2月24日(木)午前10時～(約4時間・4km)
コース田村分水→田村酒造→長徳寺→神明社(解散)
【概要】梅と蔵見学、きき酒を楽しむ
 - ③第1回市内自慢の品のテイastingツアー
日時2月27日(日)午前11時～(約3時間)
内容各店をめぐる、自慢の品の作り方やこだわりなどを聞いて試食などを行ないます。
店舗銀座通りの商店
参加費無料
定員先着10人
- み巨大サボテンに出会うコース。
参加費300円(保険代等)
※おやき代等は各自負担
定員先着20人
- 【集合場所・時間】福生市観光案内所「くるみる ふっさ」に開始時間までに集合。
申込み2月4日(金)午前10時から福生市観光案内所「くるみる ふっさ」☎513・0437へ。

福生ドッグの認定申請の受付を開始します!

元日に放送された「出没! アド街ック天国」で取り上げられた今話題の福生の新名物「福生ドッグ」。新たに販売を希望される店舗の募集を開始します。申込み方法等詳細は、商工会までお問い合わせください。
認定対象福生市内に主たる事業所を有している事業者
認定基準①【コンセプト】福生らしさを感じとれるものであること
②【独自性・主体性】素材を活かしたオリジナルなものであること
③【信頼性】美味しく、安全、安心なものであること
④【地産地消】大多摩ハムと福生ハムが製造した長さ16cm×太さ23mmのソーセージを使用すること。パンはお店オリジナルのこだわりのあるものを使用し、切れ目を横に入れること



⑤福生のまちのホットドッグとして、みんなから愛されるものであること

認定までの流れ①福生市商工会へ申請(試作品・レシピの提出)②認定委員会で審査③認定後、販売開始

認定後の活動市を代表する名物料理として、認定事業者と商工会が協働して「福生ドッグ」の普及・広報活動を行なう。

問合せ・申込み商工会☎551・2927

地域資源の全国展開プロジェクト報告会等のご案内

商工会が実施したロケ支援・福生ドッグ開発事業の成果報告会、今村まゆみ氏による「メディアをその気にさせる話題づくりとPRのコツ」についての講演会を開催します。※当日は直接会場へお越しください。

日時2月3日(木)午後6時～8時

場所商工会館3階

講師今村まゆみ氏(元じゃらん編集長)

問合せ商工会☎551・2927

確定申告・住民税(市民税・都民税)の申告はお早めに!

↓所得税(国税)の確定申告の日程・会場等

相談・受付日	受付時間	税務署員	税理士会	市職員	会場
① 1日(火)～4日(金)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	市役所第一棟2階
② 7日(月)～10日(木)	午前9時30分～11時、午後1時～3時	◎	◎		
③ 14日(月)・15日(火)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	
④ 16日(水)～25日(金)	午前9時～10時30分、午後1時～3時 ※		◎		
⑤ 28日(月)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	
3月 ⑥ 1日(火)～15日(火)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	

※年金または給与所得者の方のみ午前11時、午後3時30分まで受け付けます。
▶土・日曜・祝日は、確定申告の相談・受付を行なっていません。

↓住民税(市民税・都民税)の申告の日程・会場等

日時2月1日(火)～3月15日(火)の間の午前8時30分～午後5時15分(水曜日は午後8時まで、日曜・祝日及び土曜日の正午～午後1時は除きます。)

場所市役所1階4番課税課窓口

↓青梅税務署の特別開庁

相談・受付日	開署時間	会場
2月20日(日)	午前9時～午後5時(申告書を作成される方は午後4時まで)に受付してください。	青梅税務署(J R 河辺駅下車徒歩6分)
2月27日(日)		

※2月20日(日)は、青梅マラソンの開催により税務署駐車場を利用できません。
▶青梅税務署では、1月4日から所得税の還付(医療費・住宅借入金等)の確定申告の相談・受付をしています。

↓青梅税務署員による近隣市町での申告受付

相談・受付日	受付時間	会場
1日(火)	午前9時30分～11時 午後1時～3時	あきる野市五日市出張所(2階) 羽村市役所(東庁舎4階大会議室)
2日(水)・3日(木)		あきる野市中央公民館(3階集会室) 羽村市役所(東庁舎4階大会議室)
4日(金)		あきる野市中央公民館(3階集会室)
9日(水)・10日(木)		瑞穂町民会館(ホール)

※確定申告、住民税の申告の詳細については、広報ふっさ1月15日号(1・2面)をご覧ください。

↓お願い

- ▶市役所へ車でお越しの方は地下駐車場へ、自転車の方は市役所東側・西側の駐輪場へ駐車願います。
- ▶会場の混雑具合によっては、早めに締め切る場合がありますので、ご了承ください。

↓次のような場合は、市の会場では相談・受付ができません

- ▶譲渡所得(土地・建物・株式等)や山林所得がある方※提出のみに限り市の会場でも可能です。
- ▶事業所得(営業等・農業)または不動産所得がある方で、青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方
- ▶繰越損失または変動所得・臨時所得の平均課税を申告される方
- ▶消費税、贈与税、相続税、法人税等の申告をされる方

↓相談内容による、相談・受付日をお勧めします

- ▶給与・年金所得の方で、確定申告をされる方は、①・③・⑤・⑥の相談・受付日をお勧めします。
- ▶給与・年金所得以外の所得で確定申告をされる方は、②・④の相談・受付日をお勧めします。
- ▶事業・不動産所得等の方は、②・④の相談・受付日に収支報告書を記入、作成のうえ、お越しください。
- ▶初年度の住宅借入金等特別控除に該当する方は、②・④の相談・受付日、または青梅税務署へ申請書類を整え申告してください。

↓確定申告・住民税の申告にお持ちいただくもの(①～⑤)は提出になります。

- ①税務署・市から送られた書類がある場合にはその書類、印鑑
- ②源泉徴収票や支払者の証明書など、平成22年中の収入が明らかになる資料
- ③年金を受給されている方は、厚生労働大臣(日本年金機構※旧社会保険庁)等から送付されている平成22年分公的年金等の源泉徴収票(はがき)
- ④生命保険の控除証明書、個人年金控除証明書、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険の控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費などの領収書等
※医療費控除の方は、「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し合計金額を記入。様式は自由。)を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。(多くの方が申告をされますので、ご協力をお願いします。)
- ⑤国民年金保険料・国民年金基金については、社会保険事務所からの控除証明書(はがき)をお持ちください。
- ⑥社会保険の領収書(昨年中に健康保険料・厚生年金保険料等を支払ったもの)
- ⑦障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び障害者控除対象者認定書をお持ちください。
- ⑧配偶者特別控除を受ける方で、配偶者に所得がある場合は、配偶者の収入が明らかになるもの

問合せ【所得税の確定申告】青梅税務署☎0428・22・3185
【市・都民税の申告】市役所課税課市民税係☎551・1610

市役所は毎週土曜日を閉庁しています。(午前8時30分～午後5時15分※正午～午後1時は除く)

毎週水曜日は午後8時まで開庁時間を延長しています。